

公立大学法人愛媛県立医療技術大学役員の報酬及び退職手当の基準について

I 地方独立行政法人法における役員報酬等の定め

地方独立行政法人法第56条が準用する第48条に、役員報酬等について定められている。

○地方独立行政法人法
(役員報酬等)

第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下…「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績…その他の事情を考慮して定めなければならない。

II 役員報酬について

1 常勤役員(職員を兼務する理事を除く。)の支給基準

県の特例職等との均衡を考慮して設定する。

(1) 理事長の給料月額

・ 560,000円

(2) 理事長以外の理事の給料月額

・ 180,000円～560,000円(理事長の給料月額を超えない範囲で、理事長が決定する。)

(3) 通勤手当について

・ 職員の例により決定した通勤手当を費用弁償として支給する。

(4) 賞与について

・ 6月:報酬月額×1.45×1.45

・ 12月:報酬月額×1.45×1.65

・ 地独法第48条第1項の規定と他県の状況を参考に、賞与については評価委員会の評価により10%の増減ができるものとする。

2 職員を兼務する理事の給与について

職員を兼務する理事については、役員報酬を支給せず、職員としての給与を支給する。

3 役員報酬の特例措置について

・ 常勤役員の給料月額については、愛媛県の特例職に準じて、15%の減額とする。

・ 特例措置の期間 平成22年4月1日～平成23年3月31日

4 非常勤役員(外部理事、監事)の支給基準

非常勤役員手当の日額 30,000円

III 役員退職手当について

1 役員(職員を兼務する理事を除く。)の退職手当の支給基準

(1) 役員としての退職手当

ア (2)及び(3)以外の役員については、給料月額×在職月数×10/100により退職手当の額を算出し、その任期が終了するごとに支給する。

・ 県の常勤特別職のうち最低の支給割合(=常勤監査委員)の支給割合を使用する。

イ 地方独立行政法人法第48条第1項の規定と他県の状況を参考に、退職手当についても評価委員会の評価や業績評価、貢献度等を総合的に勘案して増減ができるものとする。

(2) 愛媛県職員から割愛により役員となった者の退職手当

愛媛県職員から割愛により役員となって法人で退職する者の退職手当は、その在職期間

を通算し、愛媛県職員として退職したと仮定した場合に支給する額とする。（ただし、愛媛県において退職手当条例に基づく退職手当を支給されることとなる場合は、法人の退職手当は支給しない。）

(3) 法人職員から役員となった者の退職手当

ア 法人の職員から引き続いて役員となったときは、職員として在職したものとして、職員退職手当規程により支給額を算出する。

イ 職員が引き続いて役員となった後引き続いて再び職員となったときは、その在職期間を通算する。

ウ 職員を兼務する役員は、公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員退職手当規程により退職手当を支給する。

(4) 非常勤役員

非常勤の役員には退職手当を支給しない。

2 職員を兼務する理事の退職手当について

職員を兼務する理事については、役員としての退職手当を支給せず、職員としての退職手当を支給する。

IV 役員報酬規程について（別紙1）

V 役員退職手当規程について（別紙2）